

平成 29 年 10 月芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成 29 年 10 月 30 日(月曜日)午後 1 時 30 分～

2. 場 所 芸西村村民会館 2 階 研修室 1

3. 出席委員 14 名（農業委員：12 名、推進委員：4 名）

1 番	吉永 義量	2 番	貞廣 誠也	3 番	石崎 久雄
4 番	川田 忠宏			6 番	岡村 俊彰
7 番	清藤 紀嘉			9 番	佐藤 幸男
		11 番	松本 勇	12 番	清遠 力生
		17 番	吉永 まり子	18 番	山崎 一義

4. 欠席委員 7 名

5. 事務局

事務局長	松本 巧
書記	大西 章夫

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について（受付番号 67～73）  
議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 1 件  
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 2 件  
議案第 4 号 その他

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議 長 ただいまから 10 月定例会を開催します。本日の出席委員は 11 名であります。芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は松本勇委員と清遠力生委員にお願いします。

議 長 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（受付番号 67～73）議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。今回は 7 件の利用権設定の案件が出ています。

受付番号 67 番ですが、大字和食字東音太郎甲 4180 番地、字和佐地甲 4477 番地、甲 4478 番地、字コモ谷甲 5671 番地 1、甲 5678 番地、字下中筋甲 5682 番地、字ママチ甲 4724 番地、字丸山甲 1656 番 1、字野神甲 1641 番 1、字鷺ヶ谷甲 1695 番 2、字城福寺甲 5201 番地で地目は田、面積は 2,236 ㎡、102 ㎡、512 ㎡、178 ㎡、2,462 ㎡、853 ㎡、3,528 ㎡、780 ㎡、673 ㎡、293 ㎡、762 ㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H29 年 6 月 30 日から H39 年 7 月 1 日までの 10 年です。作付けはナスです。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面①のとおりです。

受付番号 68 番ですが、大字和食字大熊甲 4978 番地、4979 番地、4980 番地、4981 番地、大字西分字福德甲 6142 番地で地目は田、面積は 1,087 ㎡、495 ㎡、495 ㎡、1,438 ㎡、800 ㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H29 年 8 月 1 日から H34 年 7 月 31 日までの 5 年です。作付けは水稻です。賃借料は 1 反当り 1 俵です。場所については別紙図面②のとおりです。

受付番号 69 番ですが、大字西分字柏原甲 6278 番地で地目は田、面積は 1,061 ㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H29 年 9 月 1 日から H32 年 8 月 31 日までの 3 年です。作付けは花です。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面③のとおりです。

受付番号 70 番ですが、大字西分字柏原甲 6296 番地で地目は田、面積は 1,567 ㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H29 年 6 月 1 日から H34 年 5 月 31 日までの 5 年です。作付けはナスです。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面④のとおりです。

受付番号7 1番ですが、大字西分字立耳甲 5871 番地、甲 5872 番地で地目は田、面積は 1,113 m<sup>2</sup>、1,841 m<sup>2</sup>です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H29 年 11 月 1 日から H34 年 10 月 31 日までの 5 年です。作付けはナスです。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面⑤のとおりです。

受付番号7 2番ですが、大字西分字柏原甲 6297 番地で地目は田、面積は 1,320 m<sup>2</sup>です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H29 年 6 月 1 日から H34 年 5 月 31 日までの 5 年です。作付けはナスです。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面⑥のとおりです。

受付番号7 3番ですが、大字西分字柏原甲 6294 番地、甲 6295 番地で地目は田、面積は 1,158 m<sup>2</sup>、329 m<sup>2</sup>です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H29 年 11 月 1 日から H34 年 10 月 31 日までの 5 年です。作付けはナスです。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面⑦のとおりです。

説明しました 7 件につきまして、経営農地の効率的利用、農作業常時従事など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定 7 件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議 長 続きまして第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第 2 号議案 農地法第 3 条の規程による許可申請について説明いたします。受付番号 5 土地の所在は大字西分字足原甲 5853 番地、地目は畑、面積は 121 m<sup>2</sup>、甲 5863 番地、地目は田で面積は 3,553 m<sup>2</sup>です。譲渡人は〇〇、譲受人は

〇〇さんです。

26日に農業委員の岡村俊彰委員、事務局にて現地確認を行いました。

受付番号5は売買による所有権移転です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請については許可いたします。

議 長 続きまして第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第3号議案 農地法第5条の規程による許可申請について説明いたします。受付番号5 土地の所在は大字和食字蔵人甲2187番2、地目は田で、転用面積は283㎡、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。転用目的は、住宅を建設するとのことです。

26日に農業委員の貞廣誠也委員、事務局にて現地確認を行いました。

受付番号6 土地の所在は大字西分字拾五代乙89番1、地目は畑で、転用面積は269㎡、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。転用目的は、駐車場を整備するとのことです。

26日に農業委員の石崎久雄委員、事務局にて現地確認を行いました。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長            それでは第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請については許可  
いたします。

議 長            続きまして第 4 号議案 その他について 委員、事務局より何かありませ  
んか。なければ、これで 10 月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後 2 時 15 分)

議事録署名委員

松本 勇

議事録署名委員

清遠 力生